

スポーツ振興センターの手続き

保育園・幼稚園を經由して災害共済給付の申請をします。



1. 医療機関受診

園管理下でケガをして、医療機関を受診したら…



《園管理下とは?》

- ・園内、園敷地内において活動している場合
- ・通園路を登園・帰宅している場合
- ・園外活動中の場合

保険診療の自己負担分（通常 2 割）を一旦、窓口で支払います。

子育て支援医療証は使用できません。

（数回の通院、調剤などを合算して）

2. 医療機関へ書類作成のお願い

治ゆまでの保険診療の自己負担額が **1,000 円以上** となった場合

災害共済給付の申請ができます。

治ゆまでに支払った自己負担額が **1,000 円未満** の場合

災害共済給付の対象になりません。

※この場合は、自己負担分について払い戻しができますので、受診した医療機関または国保年金課へご連絡ください。（申請期限：医療機関へ支払った日の翌日から 2 年。例：支払日 4 月 10 日の場合、起算日 4 月 11 日 → 申請期限は、2 年後の 4 月 10 日）

3. 各園へ書類を提出

「医療等の状況」等を医療機関から受け取り、保育園・幼稚園へ提出。

- ※医療等の状況は、病院や医院のほか、
- ①薬局で薬を処方された場合
 - ②医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合も該当になります。（保護者の証明、領収書が必要）

国保年金課に払い戻しの申請をする際に必要なもの

- ①領収書
- ②医療証
- ③お子さんの健康保険証
- ④扶養義務者名義の通帳
- ⑤窓口に来る方の本人確認書類
- ⑥代理権確認書類（扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者の公的書類 1 点）

4. 各園で申請

※「医療等の状況」の点数が 7,000 点を超えている場合は、「高額療養状況の届」用紙を園から受け取り、記入してください。

5. 給付金の支給 (2, 3か月後)

注意

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。
※万が一、医療証を使用した場合は、保育園・幼稚園または国保年金課（0235-35-1292）へご相談ください。